

令和6年5月30日

項目2についての解禁

新 聞：6月11日 夕刊以降
テレビ、ラジオ、インターネット：6月11日 16:00以降

※事前報道の際は、項目2に関する報道は差し控えていただき、「6月上旬に県内3カ所で開催」のような表現でお願いします。

総務部税務課
担当：藤本 松尾
内線：2655 2657
直通：086-226-7244

お 知 ら せ

不正軽油は許しません！ 軽油引取税に係る路上抜取調査を実施

このことについて、次のとおり実施しますのでお知らせします。
なお、本件は、県政記者クラブ及び津山記者会に発表しています。

記

1 目的

軽油に重油や灯油を混和する等の方法により製造した不正軽油の使用を防止し、軽油引取税の適正で公平な課税を行うため、走行中のディーゼル自動車に対する燃料の路上抜取調査を実施するもの。

2 実施日時及び場所

(1) 備前県民局管内

令和6年6月11日（火）10:00～12:00

備前市三石地内 国道2号沿線（三石第1トンネルの東 旧三石検問所）

(2) 備中県民局管内

令和6年6月6日（木）10:00～12:00

里庄町新庄地内 国道2号沿線下りパーキングスペース

(3) 美作県民局管内

令和6年6月6日（木）10:00～12:00

勝央町黒坂地内 国道179号沿線（黒坂交差点の東 約600m）

※ 悪天候等、安全面で支障が生じるおそれがある場合は延期・中止します。

3 方法

各県民局の地域政策部環境課が実施する産業廃棄物収集運搬車両の検査に併せて、検査車両の燃料タンクから燃料を採取し、後日その成分を分析します。

4 実績

令和4年度 採油本数 34本 うち混和が疑われたもの 0本

令和5年度 採油本数 26本 うち混和が疑われたもの 0本

5 その他

本県では、本調査のほか軽油の販売業者や大口消費者等についても年間を通じて随時調査を実施し、軽油引取税の適正で公平な課税に努めています。